第一項の表四九二の項及び四九三の項を次のように改める。

492	削除
493	削除

第一項の表五二〇の項を次のように改める。

520	削除

第一項の表五三九の項を次のように改める。

539	削除

第一項の表五四七の項を次のように改める。

547	削除

第一項の表五五二の項を次のように改める。

552	削除

第一項の表五九二の項及び五九三の項を次のように改める。

592	削除
593	削除

第一項の表五九六の項から五九八の項までを次のように改める。

596	削除
597	削除
598	削除

第一項の表六〇九の項を次のように改める。

609	削除

第一項の表六一九の項を次のように改める。

619	削除

第一項の表六二一の項及び六二二の項を次のように改める。

621	削除
622	削除

第一項の表六六四の項及び六六五の項を次のように改める。

664	削除
665	削除

第一項の表六七三の項を次のように改める。

673	削除

第一項の表七四四の項を次のように改める。

744	削除

第一項の表七七一の項を次のように改める。

771	削除

第一項の表七九二の項及び七九三の項を次のように改める。

792	削除
793	削除

第一項の表八〇〇の項及び八〇一の項を次のように改める。

800	削除
801	削除

第一項の表八〇三の項から八〇五の項までを次のように改める。

803	削除
804	削除
805	削除

第三項の表八の項から一〇の項までを次のように改める。

8	削除
9	削除
10	削除

三十二　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

9	削除

第一項の表二八の項を次のように改める。

28	削除

第一項の表三三の項を次のように改める。

33	削除

第一項の表三六の項を次のように改める。

36	削除

第一項の表四四の項を次のように改める。

44	削除